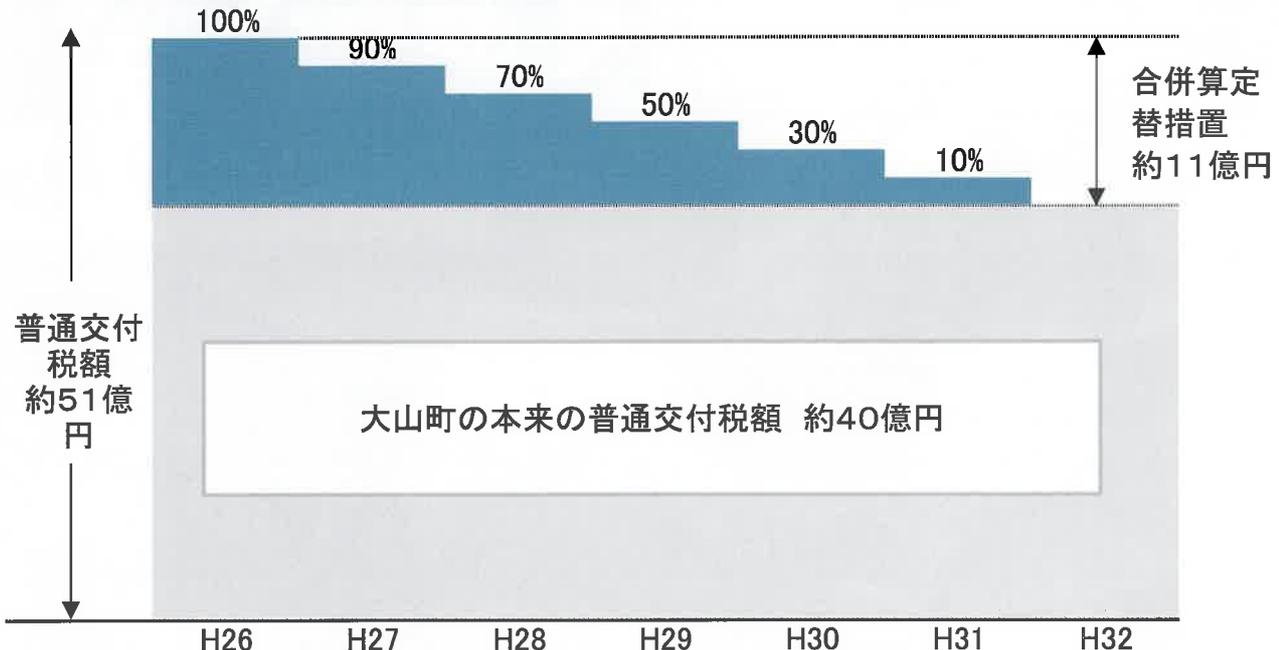


# 平成27年度から普通交付税が減少します

市町村合併後、すぐには行政運営に係る経費の急激な節減が困難であることを考慮し、旧3町が合併しなかったと仮定した場合に算定される普通交付税額の合算額を下回らないようにする特例（合併算定替といいます）措置が設けられていましたが、合併後10年経過し平成27年度から徐々に減少します。

## 合併算定替の普通交付税減少のイメージ



(注)実際は普通交付税額は毎年変わりますが、平成26年度の額が変わらないと仮定しています。

大山町では、平成27年度以降徐々に合併算定替措置が縮減され、平成32年度にはこの措置がなくなります。

平成26年度の普通交付税額は51億3,819万3千円で、一般会計決算見込み額の約半分を占めます。町の財政運営でこの普通交付税に大きく頼っている大山町にとって、この減少が与える影響は大きなものがあります。

国では、大山町のように地方財政運営にこの合併算定替措置の縮減が大きな影響を与える自治体が全国に多数あることから、平成26年度から5年程度の期間で合併市町村に必要となる経費について、交付税算定方法の見直しを図っています。

これらの見直しがすべて終わると、**11億円の減のうち7割**が復活すると言われていています。しかし、それでも財政状況が厳しくなることには変わりありません。

大山町では現在人口が減少してきており、町税を中心とした自主財源がなかなか増えない傾向にあります。

しかし、老朽化しつつある施設の修繕・長寿命化対策や少子高齢化への対応にともなう医療費、扶助費の自然増は避けられないところであり、年々増大する行政課題の対応経費も増えつつあります。

引き続き簡素で効率的・効果的な行政システムを構築するため、町では徹底した行財政改革を行い持続可能な財政への取り組みを進めたいと考えています。

問い合わせ先 総務課 ☎0859-54-5201